

鎌倉市教育委員会 平成31年2月定例会会議録

○日時 平成31年2月1日(金)
9時30分開会 12時03分閉会

○場所 鎌倉市役所 講堂

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 1人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 学校内科医の解嘱及び委嘱に係る専決処分の報告について

イ 鎌倉市特別支援教育推進計画の策定について

ウ 図書館の開館日及び開館時間の変更の試行結果について

エ 鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議の設置について

オ 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則の制定に係る専決処分の報告について

カ 行事予定(平成31年2月1日～平成31年3月31日)

キ 平成30年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について

ク 平成31年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について

日程2 協議事項

平成31年度鎌倉市学校教育指導の重点について

日程3 協議事項

鎌倉市図書館ビジョン素案について

日程4 協議事項

第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について

日程5 議案第26号

鎌倉市指定文化財の指定について

安良岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより2月定例会を開会する。本日の会議録署名委員を山田委員にお願いします。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。報告

事項のキ「平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について」、報告事項のク「平成 31 年度鎌倉市一般予算会計予算（教育委員会所管部分）に係る専決部分の報告について」は、議会の議決を経るべきもののため、地方教育行政の組織運営に関する法律 14 条 7 項の規定により非公開にしたいが、ご異議はあるか。

（異議なし）

安良岡教育長

異議なしと認め、報告の事項キ及びクについては非公開とする。公開案件が終了したのちに報告を受けることとする。なお、本日は教育部長、文化財部長とも体調不良のため欠席するので、何かあれば次長が対応させていただくのでよろしく願います。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

まず、インフルエンザの状況である。ずっと寒い日、乾燥している状況が続いているということで、インフルエンザがここにきて多くなっている。1月 31 日まで学級閉鎖をしている小学校 9 学級、中学校 1 学級。今日まで学級閉鎖の小学校が 12 学級。それから、腰越小学校の 4 年生が今日まで学年閉鎖している。昨日雨が降って、来週は少し落ち着けばよいと思っている。

入試の時期に入り、特に私立の小学校は今日から土日月曜日と入試が続く。また高等学校の入学試験も、私立は一般入試が 2 月 10 日、公立は 2 月 14 日が入試ということで、それぞれインフルエンザが流行しなければよいと思っているところである。

1 月の私の予定であるが、1 月 23 日は幼児教育研修研究協議会を大船小学校で開催し、教育センターの幼児教育事業の一つである研究協議会、幼児期から小学校への成長の学びの連続性ということで、幼稚園、保育園、それぞれ小学校実践事例を報告していただきながら、皆さんでどのような活動をしているか、それぞれの教育活動を知るよい機会になったと思っている。

1 月 24 日学校保健大会が商工会議所地下ホールであり、鶴見大学の田中先生から、80 才まで 20 本の歯を残すという 8020 運動、それを進めて取組を継続するためには、やはり幼児期からの食生活が大切で、歯磨きの習慣をしっかりと学校、家庭でつけていこうというお話があった。

1 月 27 日は青少年指導員連絡協議会が主催している中学生作文コンクールの表彰式があり、「10 年後の鎌倉、私はどんなまちにしたいか」ということで中学生のさまざまな課題、そして自分はこんなことをしてみたい、という話があった。

1 月 29 日、保護師会の主催している社会を明るくする運動ポスターコンテストの表彰が

あり、なかなか社会を明るくする運動というのを皆さん知らない方が多いが、子どもたちにポスターを作っていただき、そのコンテストがあった。

同日の1月29日、文化財専門委員会が開催され、鎌倉市の指定文化財に関する答申を受けた。この後議題として提案させていただくので、よろしく願います。

そして、こここのところ報道でさまざまなニュースで伝えられているのが、千葉県野田市の小学校4年生が父親の暴力で亡くなるという事件があった。このことを受け、特に学校間の連携、あるいは学校でこういう課題があった時に外部機関の連携をどうしていくのか。教育委員会としては、学校に対してどのような支援ができるのかというところを、改めて考えさせられるような内容だった。子どもからは、アンケートで「父親に暴力を受けている。先生どうにかできないか」ということが学校に届いた中で、学校は当初児童相談所に相談をして、一時保護という対応をされた。ただ、戻って来た後の対応や、また昨日のニュースでは教育委員会が父親に対してこのアンケートを見せてしまったというようなところ。子どもを守るためにはどうすればいいのか、私どもももう一度考えて対応していかなければいけないと思った次第である。この件で何か教育委員さんからお考え等があればお願いしたいと思うが、いかがか。

下平委員

本当に痛ましい事件で、報道が明確になればなるほどどうして守れなかったのかという思いでいっぱいである。今この世の中全体に問題になっているのが、アンガーマネジメントというのを皆さんもご存じだと思うが、さまざまな感情のなかで、私たちは社会で生きてると理不尽なこと、納得いかないこと、他人と誤解やすれ違いが起こることは当然あるわけで、それを怒鳴るとか力ではなく対等な人間同士として、納得がいけないとか、分からないということ、きちんと怒りを上手に表せるのがソーシャルスキルなのである。それがうまくできないために、怒るのはいけないと思って抑え込んで抑え込んで抑え込んで抑え込んだ結果が弱いところに出てしまうというのが、虐待とかパワハラ、モラハラという形で出てきてしまう。それが社会に表面化しているような気がする。私たち大人がその辺のソーシャルスキルをしっかりと身につけて、人と正しい理解を育む、ちゃんと信頼関係を作れる大人たちが育ってこない、弱者である子ども、弱いものに理不尽な怒りのはけ口みたいなものが出てしまうというのが、今の問題だと思う。そういうことが表面化しやすい世の中だからこそ、そこを理解した上で学校や教育委員会は真剣に事態を受け止めて、情報をどうするか、連携をどうするのかということ、改めて考えなければいけないと思う。それと同時に社会人教育というか、本当の意味で人とつながれる力をつける大人になるという教育、啓蒙もしっかりしていけないと、この問題は拡がる一方という気がする。

皆さまも、どうか理不尽なこと、納得がいけないことが多い仕事だとは思っているのだが、その時に怒りを貯め込んで、抑え込んでではなく、しっかり人に真っ直ぐに向き合える人、伝えられるという力を身につけて、ゆがんだ人間関係が起こらないようにしていただきたいと思う。簡単に答えが出る問題でないの、引き続き学校がどう対応をしていかなければならないのか、どういうサインを見逃してはいけないのかということ、しっかり話し合わなければいけないと思っている。

今回、あそこまで4年生が勇気を持って先生に訴えていた。具体的に何をされているのか

までしっかり訴えていたのに、それを不用意に、何があったのか分からないが、公開して父親に伝えてしまったということは、何の言い訳にもならないことだと思う。どう圧力をかけられようが、やはりしっかりと、とにかく子ども、これからの時代を担う子どもを守るという、そういう強さを大人たちはしっかり持たないといけないと、つくづく感じる。

総合教育会議でいつも言っているのだが、小学生に入ってからでは遅いという問題が多々ある。もっと小さい頃から当然そういう虐待の芽が起こっているので、鎌倉市にそういう問題が家庭内で起こっていることに早く対処ができる体制がどれぐらいあるかということ、また総合教育会議などでもしっかり伺っていきたいと思っている。

齋藤委員

私は、このニュースを見てあまりにも痛々しくて、自分自身の感情と気持ちが治まらず、昨日の夜ニュースを見たら、夜眠れなくなる位、悩んでしまった。私が思うのは、あのお子さんは、非常に可哀そうだったし、親は何を考えていたのだろうということ。それから連携のまずさ、児相と委員会、学校全ての人たちとの連携のまずさが出てしまったということと同時に、怖いと思ったのが、あのニュースを見て、今それぞれ子どもたちが抱えている課題がいっぱいあるとは言えないと思うのである。その課題を抱えていて、訴えたらどうなるのか、何とか分かってもらいたいと伝えようと勇気を持つようとしている子どもたちがいるなかで、このニュースが報じられて、「秘密を守る、自由に書いて」という、その言葉を信じて訴えた。それが何にもならなかった。逆にひどい状況をつくってしまった。それを子どもたちが聞いた時に、「殺されてしまった。誰も守ってくれなかったのだ、あの子は」と皆が感じていると思う。幸せに生きている子も感じていると思う。これからの私たちがもっと考えていかななくてはいけないところに、直面したのではないか。今までだったら、「話をして。何も言わないし、大丈夫、守る」とか「聞いてあげる、心を打ち明けて」なんてやってきたものが、もっと閉ざしてしまうのではないかと、そこが怖い。可哀そうというか、私たちはもっと真剣に取り組んでいかななくてはいけないし、今までのような状況でやっていくのではだめだと、そんなことを強く思っている。困っている子たち、助けを求める子たちをどう救っていくかというのを、改めて考えていかななくてはいけないと、そういう重みを感じている。

朝比奈委員

亡くなってしまった子のためにも、せめてこれを機に、もっともっと私たちが真剣に取り組んで、立ち入ってはいけないというプライベートな理由はあるのかもしれないが、もっと真剣に取り組んでいかないと、亡くなった子は可哀そうだから、浮ばれないというか、私の立場からいうと最後のメッセージだと思いたいので、同じようではいけない。いろいろなところに、このメッセージが届くことを望む。

下平委員

鎌倉なので、駆け込み寺をしっかりと機能させることはできないか。やはり、これだけあるわけだから、何かあった時に大人はもちろんだが、子どももしっかりと訴えていける場所を、守れる場所というのを真剣に考えなくてはいけないと思う。

安良岡教育長

校長会が来週あるので、教育委員さんからのお話等も紹介しながら、また一緒に教育委員会と学校が連携して取り組んでまいりたいと思う。それでは、委員の皆様から他に報告事項があればお願いします。

山田委員

24日の保健大会に教育長と一緒に齋藤委員と私も伺ってきた。8020で80歳まで20本の歯を持つというお話だったのだが、このお話を聞いている私たちも、それからそこにいた全ても人も既に遅い話で、これは3歳までの間にしっかりしなければいけない話であった。虫歯の数というのは、3歳ぐらいまでに決まってしまう。それから、小さい頃、私がされたかどうかは分からないのだが、離乳食を母親とかおばあちゃんが噛んで、それを口移しで赤ちゃんに与えることが行われていた。昭和の最初の頃なのか分からないのだが、あったようなのだが、それは非常に悪いことで、大人の持っている虫歯菌が全部移ってしまう。そこですごく増えてしまったり、同じコップを一緒に使ったり、スプーンやお箸を、例えば大人が味見したものをあげたりすると、そういうので移ってしまう。虫歯が移るとか移らないとかいう話が私たちが小さい頃にいろいろあったのだが、これは確実に移るそうで、それは私たちも歯医者さんで言われても遅いという感じだった。言いたいことは、今回伺ったことは、本来はもっと、今まさに子育てをしている、あるいは妊娠中だとか、これから子どもを育てるといった人たちが聞くべき話だったのではというのを非常に感じた。毎回保健大会に伺うと、この話を聞いても遅いのではないかというメンバーだったりするので、ぜひ今後内容をよく伺って、それに該当する、しっかり聞いてほしい層の人たち、直接そういう方が来なくても、その人たちに語りかけることができる人たちが来るということが、もしかしたらできているのかもしれないが、私はもう少し必要なのではないかと感じた。

お話の中で、いくつか直接歯だけではないが、歯をめぐって生活全般が考えさせられたことがあった。例えば、お話にあった中では、都内の推計だが、中高生の3割が1人で夕食を食べているというのがあった。大人も、高校生になれば1人で食べられるだろうとか、お父さんお母さんが忙しいからということもあるのだろうが、一番本来ならば会話をして一座の中でお食事をした方がよい世代なのではと思うし、これは一つ考えなければいけない数字なのではないか。特に、高2ではもう36.7%に上るとというのがあった。後は、健診のことで、都内で昔は3歳児健診の後が、確か6歳児健診、入学まで歯の検診はなかったもので、5歳児検診を新たに始めたということがあり、鎌倉市がどうなのかということは後で伺えればと思う。それからブラッシング指導が非常に大事で、小さい頃にしっかりとブラッシングをできる子は歯が残る。ゆくゆく歯が残る数も多いということで、そのブラッシング指導というのはどうしても家庭に委ねられやすいのだが、小さい頃にしっかりお母さんと子どもで聞いて、できれば兄弟も一緒に聞いていると、兄弟などは小さい頃は同じような時間帯に歯ブラッシングをすることでお互いにチェックできたりとか、その弟さんや妹さんも自分がお兄さんぐらいになったらああいうふうに自分でやらなければいけないのだというのがあらかじめインプットされて、非常に効果的だとかそういう話もあった。先ほど下平委員も3歳までにとおっしゃったが、それは心だけのことでなくて歯のこともそうだし、いろいろ小さい頃に学ぶ

べきこと、重要なことがたくさんあると改めて思った。

最後に、歯と口というのは体の中でも比較的ビジュアルな部分な部分である。例えば内臓がよいのか悪いのかというのは私たち見えないし、感じづらい。気持ち悪いとかそういう症状でもない限り、自分では確認しづらいのだが、歯は小さい頃だったらどんどん出て来るとか、綺麗か汚いかとか、噛みやすいかどうかとか、いろいろな意味で、鏡でも見やすいし実感もしやすい部分なので、それが体全体と心に影響することというのを、少し学校教育のなかでもしっかりやった方がよいのかと感じた。

安良岡教育長

学校保健大会については、どなたでも参加できるということを周知はしていたのか。

学務課担当課長

市の広報かまくらとかで、どなたでも参加できるという形でやっており、受付のところにいたら、明らかに学校関係者ではなさそうな方が、数名ではあるがいらっしやった。広報の小さな記事でどこまで周知の効力があるかというのは疑問であり、今後また検討していきたいと思う。

それと、先ほどの3歳と就学時歯科検診の間の話なのだが、保育園と幼稚園では歯科検診に限らず学校でやるような内科だとか、歯科検診とか行っているが、全ての子どもたちが保育園、幼稚園に通園するわけではないので、そこは確かに手薄になっている感はある。

齋藤委員

1月27日、先ほど教育長からご報告があったが、青少年指導委員連絡協議会中学生の作文コンクールに出席してきた。814の応募総数の中で、20名を選び賞が決まっていたのだが、その表彰式と発表会という形であった。そして生徒たちが自分の作文を読んでいくのだが、「10年後の鎌倉、歴史や文化のある鎌倉を私たちはどんなまちにしたいか」という希望を持たせる、自分で考えていくという発表であった。こういう形で鎌倉のことを考えていく、それが中学生で1年から3年生までだが、学年を問わず素晴らしいと思った。歴史、文化、環境、地域の行事等も含めて、我々はそれをつなげていかなければならないといったたくましい言葉がたくさんあった。

そういうなかで、鎌倉の未来をしっかりと考えていくと言っている中学生、この子どもたちがこのまま大きくなる、また考えていってくれれば、これから先の鎌倉は明るくなると思うくらい、頼もしく感じた。私たち大人も、考えていかなければならない。あの子どもたちをよりよく育てていく、自分たちで大人でなければならぬと思いつつ、また他の方々と、この会は子どもたちの成長を感じられ、鎌倉をどうしていきたいかという、未来を担っていく子どもたちが本当に希望を持って取り組んでいこうとする姿を目の当たりにして、私たちも勇気もらえる、希望があると、とても幸せな思いで帰ってきた。いろいろ考えなおして、やはり行ってよかった、子どもたちの心が伝わってきた。自分もまた心を正すことができるという、大きい喜びを感じた1日だった。

山田委員

地下道のギャラリーで、いろいろな生徒の作品が展示しているのを拝見し、あれは目だろ
うか、正式なタイトルを忘れたが、瞳をクロッキーか何かで描いているのが本当に光が輝い
ているような透明感とか、力強さとか、それが本当に素晴らしくて引き込まれるような、見
つめられているような感じがあって、久しぶりに感激した。ちょっと見て思ったのは、これ
は期間も結構長いし、多分お上手な方の作品が選ばれて展示されているかと思うのだが、せ
っかくだからあそこは空いていることもあるような気もするし、数年いろいろな生徒さんの
作品を、お上手ではない方も含めて展示してあげるとよいのではないかと思っている。それ
についてはいろいろな考え方があると思うので、ここで答えは結構なのだが、やはり発展
途上のよさもあるし、あそこは公的な美術館でもないので、いつも上手な方が日の目を見が
ちなのだが、いろいろな生徒さんのオリジナリティが見られると面白いのかと思ったりし
た。

(2) 部長報告

教育部、文化財部ともに特になし。

(3) 課長等報告

ア 学校内科医の解嘱及び委嘱に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

報告事項のア「学校内科医の解嘱及び委嘱に係る専決処分の報告について」、報告をお願
いする。

学務課担当課長

課長等報告事項ア、「学校内科医の解嘱及び委嘱に係る専決処分の報告について」報告す
る。議案集1ページを参照願いたい。

御成小学校及び御成中学校の学校医(内科医)の井口和幸医師が、平成31年1月6日に逝
去された。これに伴い、平成31年1月18日に後任の学校医の推薦が公益社団法人鎌倉市医
師会からあった。学校医の解嘱及び委嘱については、教育委員会の会議に提案すべき事項だ
が、急施を要し会議に提案する時間的余裕がないため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への
委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育長がその事務を代理したので報告す
る。

その内容だが、平成31年1月7日付で御成小学校及び御成中学校の学校医である故井口
和幸医師の解嘱を行った。また、新たに平成31年1月23日から花岡正人医師を、御成中学
校の学校医として委嘱した。任期は、前任者の残期間である平成33年(2021年)3月31日
までとするものである。

なお、御成小学校の学校医（内科医）は、故井口医師と川井未加子医師との2人体制であったことから、当面の間、川井医師の1人体制とし、故井口医師の後任者の委嘱については、別途手続きをとるものとするものである。

（質問・意見）

特になし。

（報告事項アは了承された）

イ 鎌倉市特別支援教育推進計画の策定について

安良岡教育長

次に報告事項のイ「鎌倉市特別支援教育推進計画の策定について」、報告をお願いします。

教育指導課長

課長報告イ「鎌倉市特別支援教育推進計画の策定について」報告する。

平成30年11月定例教育委員会においてご協議をいただいた鎌倉市特別支援教育推進計画について、ご報告する。11月の教育委員会でご協議いただいた後、12月の教育こどもみらい常任委員会でご報告した。また、12月の校長会で検討を依頼した。さらに、12月13日より1か月間のパブリックコメントを行い、広く市民の意見を募集するとともに、複数の障害者保護者の会にパブリックコメントへの依頼を行って意見を集約し、今回計画案として取りまとめさせていただいた。

本計画は3年ごとに見直し、改定していくものとしており、今回は現在の鎌倉市の特別支援教育についての取組を整理し、より充実させるための取組を行う計画となっている。計画案の具体的な内容については、パブリックコメントでいただいた意見等を反映し、計画の進行管理、関係機関の連携体制のイメージ図を加え、また本文内容が分かりやすくなるよう表現を整理した。また、パブリックコメントにおいて、計画に関するご意見以外にも、特別支援や鎌倉市の教育体制に対するさまざまなご意見やご要望をいただいた。これらは関係部署と共有し、今後の計画や具体的な取組内容の参考とさせていただく。

今後は、2月の定例市議会教育こどもみらい常任委員会にて報告した後、教育長決裁により鎌倉市特別支援教育推進計画として正式に決定する。

（質問・意見）

下平委員

さっきの事件にも関連するのだが、特別支援教育というのは、一番最初に書いてあるようにこの在り方は、本人、子どもたちが障害のあるなしに関わらずしっかりと成長できる、学べる、そういう状況である。さっきのような事件では、結局あの子は勉強になど集中はできていなかったらうし、自分が何か特殊性とか障害を持っているという問題ではなく、やは

り家庭の中、社会の中、学級の中が安定していないことによって学べない、成長できない、心穏やかになれないというすごく大きな問題なので、今後考えて行く中に、そういうことというのにも必要になってくるのかもしれないと考える。

安良岡教育長

10 ページに特別支援教育に係る教育委員会、学校、そしてさまざまな機関との連携の図がずっとつながっていて、こういう連携ができるとよいというは思うのだが、鎌倉市はどこへ行ったらよいのか。それぞれが別々な、いろいろな場所でサービスしているので、その辺が一体となつてできるような所があればよいとも思うし、今放課後等デイサービスで支援学級にいる子どもたちが、学校が終わると対応していただいているケースも多いと思うが、デイサービスと学校との連携というのは、こんなことをやっているというものが、何かあるか。

教育指導課長

放課後等デイサービスは福祉の分野なのだが、放課後、直接学校の方にお迎えに来ていただくこと等もしているので、学校との直接のやり取りが結構ある。また、子どものケース会議を開いた時に参加していただいたりという連携もしている。

山田委員

資料を読み切れていないのかもしれないが、40 ページの基本目標 3 の 1 に、連続した支援体制というのがある。こちらは幼、保、小、中学の連続した支援体制が必要ということで、これはとても大事なことで、切れ目なく支援を行っていただきたいのだが、私たちはいつも申し上げているのは、この先である。ここまではある意味大人に守られた中で生きていけるのだが、ここを出た後に高校に行くのか、あるいは働くのか、どういうふうになっていくのか、いろいろな人生の選択肢があると思うが、そこがどうなっていくのかという一種生涯教育的な観点で、特にこういう支援が必要な方々というのは、連続して市としては見ていきたいものだと思うので、この中に該当しないのかもしれないが、もう少しその辺は総合教育会議等でも話し合つて形にしていきたいと思っている。

教育指導課長

今委員が仰ることは、本当に私たちも課題と考えている。今の、基本目標 3 の施策目標 2 の①教育委員会と関係機関のネットワークの充実ということで、障害福祉課、福祉分野との連携も、今後やるべき課題だと考えている。さらに連携していくべきところと考えて、取り組んでいきたい。

安良岡教育長

18 ページに今後の通級指導教室の整備と展開ということで、来年開級する支援学級の情報等を少しご紹介していただきたい。

教育指導課長

こういったハード面、教育環境を整備していくことは大変大切だと考えているが、今準備しているのは平成 31 年度に開級する深沢小学校。そこに特別支援教育、特別支援学級とともに「つどい」と言われている情緒の通級を開級する予定としている。今泉小学校の情緒級にとっても要望が増えて、どんどん人数が増えていることから開級になっているのだが、ここにも目標にもしているが、深沢小のニーズがどれぐらい増えていくのかといったことや、中学校でのニーズがどれぐらいあるのかといったことをこれから長期的にリサーチし、今後の計画に組み入れていきたいと考えている。

(報告事項イは了承された)

ウ 図書館の開館日及び開館時間の変更時間の試行結果について

安良岡教育長

次に報告事項のウ「図書館の開館日及び開館時間の変更時間の試行結果について」報告をお願いします。

中央図書館長

課長等報告ウ「図書館の開館日と開館時間の変更の試行結果について」ご説明する。議案集は 3 ページを参照願いたい。

図書館では、平成 30 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、中央図書館及び腰越図書館において、開館日と開館時間変更の試行を行った。その結果を報告するものである。

議案集 4 ページ、資料 1「開館日・開館時間変更の試行結果報告」を参照願いたい。今回の試行の内容は、毎週月曜日を原則休館日とすることと、職員の勤務時間を工夫することにより開館時間を延長したものである。まず、開館日についてである。図書館では、定期休館日を月の最終の月曜日、月 1 回としているが、この試行では平日の月曜日を休館とした。祝・休日に当たる場合は開館したが、腰越図書館では、9 月 24 日秋分の日に腰越行政センターの法定点検を行ったため休館した。次に開館時間だが、中央図書館では、従来午前 9 時から午後 5 時までであった開館時間を、午前 9 時から午後 6 時まで、1 時間延長した。平日の木・金曜日は、従来どおり午前 9 時から午後 7 時まで夜間開館を行った。腰越図書館では、開館時間を 30 分繰り下げて午前 9 時 30 分に、閉館時間を午後 6 時までとし、30 分延長した。平日の木・金曜日は、午前 9 時 30 分から午後 7 時までの夜間開館を行った。

この試行を行うにあたり、月曜休館や開館時間の繰り下げについて利用者から苦情が増えるかと予想していたが、周知に努めた結果、特段のお叱りのご意見をいただくことはなかった。

この試行の目的は、四つある。1、今後を見据え、持続可能な運営体制を探ること。2、平日の木・金曜日以外のすべての開館日において午後 6 時まで開館することで、通常の開館時間では来館しにくい利用者が来館しやすくなるかどうか検証すること。3、月曜休館をすること。4、腰越図書館で開館時間を 30 分繰り下げることによる利用者への影響、反応を探ることである。

なお、この試行期間、市内全館で「毎週月曜日休館し、開館時間を午前9時30分から午後6時とする検討案」と、「現行どおり」のどちらを支持するかを利用者に問うアンケート及びシール投票を実施した。結果については、後ほど報告する。

次に、職員の勤務時間についてご説明する。試行期間中、職員は9時15分から18時、図書館業務嘱託員は9時30分から18時の勤務時間を新たに設置した。これは勤務時間と開館時間を近づけ、スライド勤務が発生する時間帯を短くし、勤務時間を延ばすことなく開館時間を延長するために工夫したものである。

次に、利用状況等の統計結果についてご説明する。議案集は7ページ、資料2の「試行期間中（平成30年9月～11月）の前年度との比較」を参照願いたい。ここでは、試行した中央、腰越図書館とそれ以外の深沢、大船、玉縄図書館とで9月から11月の利用状況等3か月分を合計し、平成29年度と比較した。まず開館日だが、試行した図書館では、2館合計で13日減少した。開館時間は中央図書館では7時間増加したが、腰越図書館では42時間減少し、試行した館では差し引き35時間減少した。試行しなかった館でも、夜間開館を行った日数の違いによって、総開館時間数は2時間ずつ減少している。計6時間である。次に、来館者数である。平成29年度と平成30年度を比べると、全体的に減少傾向にあり、試行しなかった深沢、大船、玉縄図書館でも前年度比3.1%減少している。中央、腰越図書館では休館日が増えたため、8.6%減少したが、1日平均にならずと中央、腰越図書館ではほぼ前年度と同数の来館者となった。結果的に試行は、来館者の増加にはつながらなかったと言える。しかし貸し出し点数を見ると、全体的に減少傾向にあるなか、1日平均の貸し出し点数は中央、腰越図書館とも増加した。資料1の6試行結果の(1)にあるとおり、17時以降の時間帯に親子連れや予約資料を取りに来られる方が目立ったり、中央図書館では閲覧席を18時まで利用する方が多くいらした。これについてはデータとしては捉えられなかったが、来館者の来館時間が延びて、本を選ぶ時間が増えたことによって、1日平均の貸し出しが増え、利用しやすさにつながったのではないかと考えている。

次に、議案集8ページ、資料3「鎌倉市図書館の開館時間延長・月曜休館についてのアンケート」集計結果を参照願いたい。試行期間中に、市内全館で利用者からの意見、反応などを聴取するため、来館者アンケートとシール投票を実施した。アンケートの集計結果では、現行どおりを支持する方と、月曜休館で午後6時までの検討案を支持する方がほぼ半々で、この結果だけでは何らかの判断をすることは困難だと考えている。しかしながら試行を行った館では52.4%、過半数の方が検討案を支持していることから、試行した館では月曜休館しても開館時間を延長することが好意的に受け止められたと考えている。検討案を支持するか、現行どおりを支持するか、その理由を記述する欄を設けたところ、検討案を支持する方からは「仕事帰りに6時までなら利用できるのありがたい」、「来館したら長い時間利用したい」、「毎週月曜日休みが分かりやすい」、「週1回の休みはあってよい」といったご意見が多く寄せられている。現行どおりを支持する方からは「休館日を増やしてほしくない」、「月曜日によく利用するので休館だと困る」、「6時まででは結局行けないので、それであったら休館日が少ない方がよい」といったご意見も多くあった。また、自由記述欄に466件の意見が寄せられ、図書館への関心の高さや期待の大きさが伺われた。ご意見の中では、開館時間や更なる延長や快適な利用環境を求めるご意見、特に中央図書館のトイレの改修への要望が多数あった。

今回の施行では、開館日が減ることに伴い、当然来館者数が減少する等マイナスの影響はあったが、施行実施館のアンケート結果では半数以上の方に検討案を支持していただいたこと、9時30分開館としても腰越図書館では利用結果にはあまり差がなかったこと、1日平均の貸し出し件数が増加したこと等から、変化を嫌う傾向にあることを考えても、相当数の支持を得られたと考えている。祝日は開館して欲しいというご意見も多く有ったので、月曜日が祝日に当たった場合は今後も開館する方向で検討していきたいと考えている。

今回の施行については、中央図書館でも腰越図書館でもいくつかの課題が明らかになったが、今後運用の中で工夫し、関係者と調整することにより、それらの課題を解決できると考えている。また、平成32年、2020年には新たな職員制度が導入されるが、限られたマンパワーの中、厳しい人員体制で臨まなければならないことを想定している。開館時間と勤務時間を近づけることは、片づけや準備の時間が減るため、業務の工夫が必要となる。しかしスライド勤務を発生させないことで職員の負担を増やさずに開館時間を延長させることができるのではないかと考えている。

今回の施行結果やこの制度変更を踏まえ、今回の施行をベースに、開館時間、開館日の変更の検討を進めさせていただければと考えている。

(質問・意見)

下平委員

調査の結果に関して細かくご説明いただきよく分かった。鎌倉市内で働いている人、例えば市役所の職員の方とか市内の会社で働いている方とかであれば、6時まで開けていただければ時に終わってから駆け付けられるが、多くの方が都内とかで働いているとすると、やはり6時に延ばしたところで、さほど間に合う時間とも思えないので、その時間に関しては確かにこの結果どおりのことになるだろうと思う。実際に3か月してみて、先程市として図書館としての対応に関しても少し触れただいたが、6時まで開館しているとその後閉館した後に行う業務等も当然起こるだろうし、職員としての対応の仕方としてはどうなのだろう。3か月やってみて、こっちの方がやはり休みがしっかり取れるから人員繰りが上手くいくとか、あるいは長く延びることで逆に困ったことがあるとか、よいことがあるとか、その辺も伺えるとありがたい。

中央図書館長

今委員からご質問があった、時間を変更したことによっていろいろな課題というものは、いくつか出てはいるところだが、まず6時に終わることによって、今まで5時15分まで後の処理ができていたのだが、そこができなくなった分は、運用の中で翌日の朝事務処理を行わせていただくというような工夫を取ることによって、何とかしのぐことができています。後、休館日なのだが、休館日においても今までできなかった仕事等をするというところもあったので、あまり職員がゆっくり休めたという印象ではなく、その時に今までできない業務をやったりというような対応はしてきました。

山田委員

2点質問なのだが、一つは学校教育の中で図書館を訪問するということが行われているのか、という質問である。例えば、小学1年生になったら遠足みたいな感じで、先生が引率して皆で「ここが図書館である」とか「ここではこういうことができる」というのは、学校の中にも図書室があると思うのだが、それよりももっと大きな規模、そして市の施設ということで、そういうことが行われているのか。要は、その存在を知らないと活用に至らないということである。それともう一つは、「夜間」と言葉で聞いた時には夜なのかと思ったが、それが18時だと、夕方というか、あまり夜という印象ではないのだが、先ほども仰ったように、遠くで働いている方がもし図書館に行きたいと思っても、多分この時間では全然行けないだろう。どの曜日も行けないだろうと思うと、思い切って、これは勝手な提案だが、午後1時からスタートして夜は月に1回でも、実際夜まで開けるとか、そういったことも、もしかしたら検討が必要なのか、したとしても人は来ないということなのか、ということ。もし現状で、月1回でそれをやっても人は来ないとは思っているのだが、認知もないし、そもそもその図書館に行こうと思わない人が多いと思うので、もしそういうことをするのだったら、新たに新規層に届くような告知や認知もしていかななくてはいけないし、図書館がどうあるのがよいのかということも、もっと全体的な考えを作ってからなのかもしれない。返却できれば、ポストがあるからよいのではないかとか、でも借りることがまずできないだろうし、図書館というのはどういう人たちにどういうふうに使ってもらいたいのか、ということが重要になってくるのではないかと思う。

中央図書館長

まず1点目のご質問、学校の図書館訪問なのだが、こちらは随時受け付けさせていただいて、中央図書館でも実施しているし、各地域館でも地域の学校に実施している。特に学級単位だとか学年単位でいらっしやって、図書館、地下の書庫も見させていただくというような催しは行っている。

それと夜間なのだが、木曜日と金曜日は午後7時まで従来どおり開館はしている。あと、この辺もあわせて全体的な図書館の考え方というのは、なるべく近いうちに作ってまいりたいと考えている。

安良岡教育長

月曜日を休館にしたことによって、嘱託員さんが他の曜日に振り分けられたことで、仕事が他の曜日のできるようになった、ということでもよろしいか。

中央図書館長

そのとおりである。

安良岡教育長

使う人によっては毎日開けてほしいというのも、ここのアンケートに出ているように半々であり、これをどう考えて整理して方針をこれから出していくかということか。ご理解いただいて「こういう方針でやっていく」となると、皆さんそれに合わせてご利用いただけるのかと思うので、またよいアイデアを出していただければと思う。

(報告事項のウは了承された)

エ 鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議の設置について

安良岡教育長

次に、報告事項のエ「鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議の設置について」報告をお願いする。

文化財課担当課長

課長等報告事項のエ「鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議の設置について」説明する。議案集は9ページから11ページを参照願いたい。

本市には31か所の国指定史跡、2か所の県指定史跡、9か所の鎌倉市指定史跡がある。このうち、平成29年度に公開活用に向けた整備が終了した国指定史跡永福寺跡や、現役社寺境内である鶴岡八幡宮境内、建長寺境内、円覚寺境内などの社寺境内は常時公開されているが、本市が管理する史跡で十分な公開活用ができていない場所もある。これらの史跡も含め、鎌倉市が実施する史跡整備に資するため、史跡の保存と活用に向けてさまざまな分野の知識経験を有する方から広く意見を聴取することを目的とし、鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議を設置することとしたものである。

議案集10ページから11ページに、会議の設置及び運営に関する要綱を掲載している。第1条に、ただいま申し上げた会議設置の趣旨を、第2条にアドバイザー会議で聴取する事項を定めており、聴取する事項として、1 史跡の維持管理に関すること、2 史跡の公開活用に関すること、3 史跡整備の優先順位に関すること、4 その他聴取すべきとされた事項に関することとしている。以下の条項で、委員の人数や任期等について定めている。

史跡の整備、公開活用については、永福寺跡の整備のように個別の史跡に整備委員会を設置し、史跡地のほぼ全域を調査した上で整備の方針や整備計画を策定して進めていくのが望ましいところではあるが、このような手法を取ると発掘調査から整備を実施し、公開して広く市民の皆さま等に活用していただくまでに、1か所の史跡ごとに膨大な期間と経費が必要になる。市としては、市の管理する史跡について、安全を確保した上で説明板を設置するなど暫定的な整備を行い、できるだけ史跡を公開し、親しんでいただきたいと考えている。このような手法も含め、史跡の効果的かつ効率的な整備・活用を進めていくため、さまざまな分野の知識経験を有する方たちから意見を聴取し、今後の史跡の整備・活用に活かそうとするものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

例えば、ここでこんなこととか、何か参考になるようなことがあればお願いする。

文化財課担当課長

指定史遺跡の中で例えば北条氏常盤亭跡などは特段復元とかしてはいないのだが、元々公開とか広場的に使われているようなところがあり、そういうところは基本的に公開はされているということであるが、例えば史跡の大町釈迦堂口遺跡などは無理やり入れれば入ることができるが、基本的に柵をして中がまだ安全等の確保ができていないので、一般の方は入れない状態になっている。このようなところで例えば安全を確保する、危ないところ、例えば中に池や段差、崖とかがあるので、そういった所に立ち入れないように安全柵をつけ、ある程度通路を確保した上で簡易な説明板、史跡の復元はまだ難しいので、部分的な発掘調査をした所についてはその調査の成果はこの感じであったなど、そういったものを設置し、永福寺のような全体的な復元という感じではないだが、少なくともその現場に足を踏み入れて、情報をこちらが提供でき、最低限の情報を分かるようにして、更に調べたい方は調べて勉強していくというような、そのようなことをできないかと考えている。

安良岡教育長

全体的な発掘調査はできないが、現在まで調べているところで少しでも安全な部分で多くの方に見学してもらえるような場所等を見つけながら少し整備したらといったような意見を、この中でいただきたいということか。

文化財課担当課長

そのようなこちらとしての考え方と、後は主に学識者の方を想定しているが、そういった方々からそういったやり方についてどうかということ、他にこういう考え方もあるのではないかというようないろいろな声を伺って、そういった整備を進めていきたいと考えている。

朝比奈委員

ぜひメンバーに入れてほしい、と思っている。我々、やはり史跡管理者でもあるわけだから、これは公開をするということを考えていかなければいけないという面ももちろんある。それをいろいろな方々と協議する、情報をいただくこともあるし、こちらの言い分も言わないことはあるだろうし、多分私も外からアドバイザーではないが、お話しできることがあるのではないかと思うので、非常に興味深いという気持ちであるので、よろしく願います。

下平委員

直接この会議に関してだけのことではないのだが、私どもも教育委員をやっていると、いろいろな会議や委員会に所属することもあるのだが、この市の中でも恐ろしい数の委員会が立ち上がっているのではないかと思う。それに、あっちに呼ばれこっちに呼ばれと、1人の人がいろいろ忙しく回っているというのもあるし、やはりこういう会議を立ち上げるとなるとそれなりにお支払いが発生したり、会議室を押さえるにしても皆さんの手間も非常に増えるだろうし、相対的に一度見て、例えば素人が判断できない領域のこともあるので、そういうときだけ専門家の意見は聞くようにして、何か会議を開いて年間何回も会議をしてということが、果たして全てに必要なのかということ、少し疑問に感じるが多々ある。これはここで結論が出ることではないと思うのだが、やはり委員会のあり方とか、果たしてそれが必

要なのか、それをする事によってどれだけ支出があつて、どれだけの手間が割かれるのかという視点から、もう一度費用対効果の点で考えなければいけない部分かと感じる。これ自体に関しての意見ではなく恐縮だが。

山田委員

今の下平委員の意見に、非常に賛同する。私も同意見である。何かこれをあげていただいた時にこういうことを申し上げると、これに対しての反対というようになってしまふが、そういう意味ではなく、要は本当に必要ならやればよいと思うし、会議を設置しないことが進まないというのは、むしろ世の中は逆行して、もっとスピード感を求められているために、日程調整をして、人を集めて、会議を開いて、議事録を作って、というものから外れる流れがあるので、その辺りも少し加味して一番必要な方法をとっていただければと思う。もしもこういうものを設置するのであれば、専門家だとかこういう分野に長けている方々はもちろん必要なのだろうが、他に何か街づくりだとか、もう少しクリエイティブに発想できる方とか、要はこういうものは従来どおりの使い方以外の使い方もできるのではないかと、あるいはもっと有効活用できるのではないかと、他と連携できるのではないかと、こんな面白いアイデアが考えられるのではないかと、というようなことが投げられるような人選も必要なのではないかと考える。

文化財課担当課長

後段の人選についてだが、史跡の整備につながっていく基本的なところということで、当初学識者と考えているが、この条項でも必要に応じて委員は呼ぶことができるので、当然ある史跡を一般の人にいろいろ見ていただくということになると、当然人の流れというか、観光的な要素とかも加わってくるので、その個別の状況に応じて、今ご指摘いただいたような方にも当然参画していただいて意見を聞くようにしていきたいと考えている。

齋藤委員

鎌倉市はいろいろな史跡とか、たくさん課題を抱えていると思う。そういうことを考えた時に、私はこの案をお聞きし、大事だという思いを持った。だからこそ、大変だとは思ふのだが、学識者等といろいろな方々の意見を聞くことによって、その内容に重みが出て、次へ進んでいける。私は大事なことだと思った。

文化財課担当課長

そもそもこういう形をとるといところで説明が足らなかったかと思うのだが、永福寺跡というのは昨年見ていただいたが、永福寺跡の整備というのは30年とかそれぐらいのパンをかけて委員会を立ち上げて行ってきた。それが昨年度ようやく一区切りつき、次に文化財課としてどういった史跡をやっているかというのが、今何もない。指針や方針が何もない状況であるので、どこから手をつけていくか、どういった手法でやっていくかということ、まず整理をしていかなければいけないということが大きくあり、このような形で立ち上げて、基本的なところを確認した上で進めていこうということである。

(報告事項エは了承された)

安良岡教育長

次に報告事項のオ「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則の制定に係る専決処分の報告について」報告をお願いします。

文化財施設課長

「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則の制定に係る専決処分の報告について」説明する。議案集は12ページから13ページを参照願いたい。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則の制定については、教育委員会1月定例会で議決されたが、その後一部を訂正する必要性が生じたことから、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項に基づき規則を制定する専決処分を行ったため、同規則第5条の規定により報告するものである。

変更した内容であるが、第6条は委員会の幹事についての箇所であり、第6条第2項の「幹事は市職員のうちから教育委員会が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する」となっていたものを、市長部局の職員には教育委員会が任命できないため、任命の後に「または委嘱」の文言を加えたものがある。本施行規則は、1月29日に公布し、施行した。

(質問・意見)

安良岡教育長

第6条の第2項のところ、市の職員の対応について委嘱をするということを追加をさせていただきたいということである。

(報告事項オは了承された)

安良岡教育長

次に報告事項のカ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定について、教育部からは17ページの40番、41番、42番。図書館で計画させていただいているそれぞれの講座や寄席が出ている。一見図書館の行事なのかと思うような内容なのだが、身近に図書館を感じていただき、来ていただけける人をより増やしていこうというイベントとなっている。何か気になることがあったら、館長もいるので、ご質問をいただければと思う。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

文化財部は、議案集 17 ページから 18 ページの 43 番から 47 番まで、こちらは前回の定例会でご報告をさせていただいたものである。変わらないのだが、この 43 番の実朝展、あと交流館で行っている災害と復興。こちらは、それぞれにマスコミ、新聞等、また NHK のテレビ等でも報道していただき、そういった報道のあとには大変入館者数が増えているような状況もあり、嬉しい限りである。

安良岡教育長

生涯学習センターの地下ギャラリーで予定していた展示が、歴史文化交流館にスペースをお借りし、あわせて展示をさせていただいている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 協議事項 平成 31 年度の鎌倉市学校教育指導の重点について

安良岡教育長

報告事項のキ及びクは後ほど報告することとしたので、次に日程 2 協議事項に入りたいと思う。「平成 31 年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を協議する。協議内容の説明をお願いする。

教育指導課長

協議事項「平成 31 年度鎌倉市学校教育指導の重点について」説明させていただく。議案集は 19 ページ、資料は別に 1 と 2 がある。

毎年度、教育委員会からその次年度に重点的に推進しようとする学校教育指導の重点の内容を定め、全教職員に年度当初に配付し、学校訪問等の場で内容の周知をしている。資料 1 が平成 31 年度鎌倉市学校教育指導の重点の案、資料 2 は平成 30 年度のものになる。資料 1 の文中や図中に下線の引いてある部分が、平成 31 年度として変更した箇所となる。平成 29 年 3 月に次期学習指導要領が告示され、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図ること。学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことを目指し、教育課程の編成を各学校、教職員一人ひとりがこの点を十分理解し、取り組んでいくことが必要となってくる。

鎌倉市学校指導の重点では、いじめや不登校等を生まない学校作りと、児童生徒の人間性を高めることを目指すとともに、かまくら教育プランや鎌倉市教育大綱との調和を鑑み、豊かな鎌倉の地域資源の中で子どもたちの豊かな学びを実現することを目指す。従って、平成 31 年度の学校教育指導の重点としては、資料 1 にあるようにこれまでのものを継承し、次期学習指導要領を意識した各学校での取組、また本市として大切にしていきたい事項を取り入れた形で進めていきたいと考え、「人間性を高め、豊かな学びを実現する教育課程の編成」とし、前文は平成 30 年度と変更点はない。

資料1の中面をご覧ください。左側に各重点項目に対しての取組内容、右側には主な関連事業を示している。四つの重点項目も平成30年度と変わりはないが、平成31年度についてはSDGsの視点を取り入れ、確かな学力の定着と主体的に学ぶ態度の育成に「持続可能な社会の実現をめざし、主体的に学ぶ態度の育成」を、また、共生社会を目指す鎌倉市の方針に基づき、人権意識の向上と豊かな心の醸成に「共生社会に向けた人権意識の育成」を、そして鎌倉市特別支援教育推進計画の策定を受け、教育的ニーズの把握とチーム支援の推進に「さまざまな教育的ニーズに応えた教育環境づくり」を、さらに、鎌倉市の部活動の在り方に関する方針の策定を受け、安心・安全な学校環境の充実に「バランスのとれた生活と成長に向けた学校生活の在り方」を、それぞれ追加した。なお、右側にある主な関連事業と最終ページの「学校教育の充実に向けて」は、平成31年度予算とも関連があるため、現段階では未定の物もある。

本日ご協議の中でご意見をいただいた上、さらにご意見等があれば2月15日(金)までにお願います。いただいたご意見等を受け、さらに修正を加え、3月の定例教育委員会で提案する。なお、平成30年度までは「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」を毎年ご協議いただいていたが、こちらは今年度策定する鎌倉市特別支援教育推進計画に含まれているので、推進計画を基に進めていくこととし、年度ごとの見直しはしないこととする。

(質問・意見)

山田委員

追加の内容はこれでよろしいと私は思うのだが、書式の観点からいうと白黒印刷だからかもしれないが、全体的に濃い感じもあって、去年の方が見やすい。タイトル、その内訳というのが何となく見やすいように感じる。追加の文言に関しては、それでよいと思う。

それと質問なのだが、ここに挙がっているものが達成できているか、あるいは各学校で行われているかの検証は、学校の点検があったかと思うが、ああいう中で行われているという理解でよいのか。それと、今最後に仰った「バランスのとれた生活と成長に向けた学校生活の在り方」という文章を聞いた時に、ここに部活動が含まれているという発想には私はならない。逆に、部活動の問題がここの中に含まれていると言われるとそうかと思うのだが、ということの一つひとつ考えると非常に漠然とした、抽象的な表現が多く、これが実際に何を示しているのか、学校の中でどういう活動に対してどのように規定しているのかということが分かりづらいように思うのだが、これがこの先どのように活用されていくのかを教えてください。

教育指導課長

まず、これがきちんと学校の中で行われているのかという点については、この教育指導の重点を年度の終わりに校長会ではきちんと説明をして、これにのっとって学校教育を計画して行ってほしいとお願いをする。その後も、年度が明けてから、学校訪問をしながら、この教育指導の重点の意味というか、こういうことを行ってほしい、こういうことを目標として市はやっているのか、学校の教育活動もこれにのっとってやってほしいという説明は、先生

方には丁寧に行っている。そういったことが行われているかどうかということは、先ほど委員も仰ったとおり、学校の評価で返って来たり、あるいは今度策定する推進計画等にも進行管理をしているが、そういったところで今後しっかり見ていかななくてはいけないと思っているが、確かにその辺は課題と思っている。

2点目の表現の曖昧さというのは、こちらの方でも検討して、3月にまた改めてということでやっていきたいと思う。

山田委員

今の後者の話なのだが、例えばそれぞれの丸の中に、具体的にどういうものを特に委員会で考えてほしいと思っているのかという3点から5点くらい、そういうものがもしかして別紙か何かであると、より具体的に把握しやすいのかもしれないし、あるいはもう少しこの表現が「この辺を含んでいる」とか「あれを指している」とか分かるような具体的なものにするのか、そのどちらかではないかを感じる。

教育指導課長

ご意見感謝する。またこちらでしっかり揉んでいきたいと思う。

下平委員

今、山田委員が仰ったように、SDGsの考え方が加わったり、それから今、教育委員が取り組んでいる問題がプラスされているというのは分かるのだが、確かに「バランスの取れた生活と成長に向けた学校生活の在り方」というところが、具体的に何を指すかというのが少し分かりにくいという感じはする。

再三私も、今までも話し合ったりして毎年作り変えている訳で、これを基に各学校の校長先生、教職員の方々が学校の目標というのを立てていくのだと思う。どれも必要であることは間違いないと思うのだが、ここにさらに四つプラスアルファになることによって、逆に学校への負担もあるだろうし、学校がここからどのように具体的に取捨選択をしていくかという問題が捉えにくくなる、ということもあると思う。安易に増やしていくということが必ずしも結果につながるのか、意味につながるのかという問題を考えると、今後の在り方としては考えたいと思う。

安良岡教育長

また例えばこういう表現をしたらよいのではないかということをご指導課にご意見をいただく、ということでもよろしいか。皆さんからもう一度帰って見ていただいて、こんな表現にした方がより分かりやすいのではないか、ということをお願いということである。

教育部次長

先ほど下平委員さんからいただいたお話の中で、新たな項目が増えると学校に負担が増えるのではないかということは、ごもっともだと思う。ただこれについては、新たな視点で日頃の教育活動を見直してほしいという意味もあり、例えばSDGsの考え方、ここに書いたが、今までやってきた活動を、「これはSDGsの活動だったのだ」と、その活動を新たな視点で見

直して進めていくということである。ただ仰るように、さらに何か新しいことをやらなくてはいけないのかということにならないようにも努めてまいりたいと思う。そのような意味も入っていることを、ご承知おきいただきたいと思う。

安良岡教育長

これからまた校長会、あるいは学校に説明していく時に、そのような丁寧な説明をしていただければと思う。

(協議事項「平成31年度の鎌倉市学校教育指導の重点について」は、同意された)

3 協議事項 鎌倉市図書館ビジョン素案について

4 協議事項 第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について

安良岡教育長

次に日程3及び日程4については、関連する内容であるため一括して事務局からの説明を受けたあとに、協議をすることとしたいと思う。それでは日程3「鎌倉市図書館ビジョン素案について」そして日程4「第3次鎌倉市総合サービス計画素案について」の協議を行いたいと思う。協議内容の説明をお願いします。

中央図書館長

日程3協議事項「鎌倉市図書館ビジョン素案について」、日程4協議事項「第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について」、一括して説明をさせていただく。議案集は20ページをご覧いただきたい。

先の平成30年12月19日開催の教育委員会12月定例会において、鎌倉市図書館ビジョン素案及び第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について、報告をしたところである。その後、鎌倉市図書館ビジョン素案については、事務局で大幅な見直しを行い、改めて取りまとめた。また、第3次鎌倉市図書館サービス計画素案については、平成30年12月12日から平成31年1月12日までの期間パブリックコメントを行い、14名の方から71件のご意見をいただいた。そのご意見も取り入れて修正し、改めて第3次鎌倉市図書館サービス計画素案を取りまとめたので、今回提案し、内容及び方向性についてお諮りするものである。

まず、図書館ビジョン素案について説明する。添付した別紙の資料、ビジョン素案をご覧いただきたい。12月定例会では、別の様式のビジョン素案をお示しさせていただいていたが、事務局内で再度検討する中で、これまでのビジョン素案では文字が多く、文章をよく読み込まなければ目指すべき図書館の姿が見えないのではないか、目指すべき図書館の姿を一目で分かるようにシンプルにできないだろうかという意見が出され、大幅に見直すこととした。

ビジョン素案の1ページをご覧いただきたい。こちらは前回同様、大きく「つながる ひろがる 100年図書館」を基本方針として記載してある。こちらは、内容的には大きくは変更はしていない。また前回の素案の1ページにあった「鎌倉市図書館の現状と課題」は、サ

ービス計画の素案に掲載されており、ビジョンに掲載する必要はないと考えて削除した。開いて2ページ目からは「つながる図書館」「ひろがる図書館」「100年図書館」ごとに、鎌倉市図書館がどうありたいのかイメージしやすい平易な言葉を選んで記述した。最後のページ、4ページ目なのだが、前回の素案1ページ目にあった「鎌倉市図書館の使命」をこちらに移し、最後に文章で鎌倉市図書館にしかできないことを見失わず、100年先まで鎌倉とそこに生きる人たちの力となる場所、それが鎌倉市図書館のあるべき姿だという文言で結ばせていただいている。

次に、第3次鎌倉市図書館サービス計画素案について説明をさせていただく。議案集は21ページ、資料は冊子の資料で資料1と2を用意させていただいている。まず資料1の「第3次鎌倉市図書館サービス計画素案に対する意見募集の結果」をご覧いただきたい。平成30年12月12日から平成31年1月12日まで、この計画素案に対する市民意見募集を実施したところ、2の意見募集結果のとおり、意見総数は14件、14名の市民の方からご意見をいただいた。お一人おひとりの意見には複数の要素が含まれていたもので、それぞれの要素を抜き出し、骨子にまとめ整理した結果、2ページ以降に全件を記載させていただき、その一つひとつに素案への対応や図書館の考え方を記述している。全般的に幅広くご意見をいただいたが、分かりにくい文言に対するご指摘や、個別具体でトイレの改修、それからスペースや予算の確保、常勤司書職員の採用などへの要望、それからご自身が考える図書館のあるべき姿など、さまざまなご意見をいただき、素案に反映できるものについてはできる限り反映させていただいた。大きな意見としてはこのパブリックコメント6番の、第2次鎌倉市図書館サービス計画の結果についての評価、反省点に関する記述がないというご指摘があり、それを受けて資料2の16ページに新たに、「8. 第2次鎌倉市図書館サービス計画の総括」というページを文章を追加した。また、資料1の13番、適正な資料費の算出方法について、同規模自治体の平均をクリアするといった、もっと分かりやすい目標を立てたらどうかというようなご指摘をいただいたのだが、これに対しては資料2のサービス計画の21ページの下に新たにサービス目標水準参考表を設け、同規模自治体の神奈川県平均だとか、日本図書館協会の図書館の設置及び運営に関する基準と比較をして、分かりやすさに努めている。それ以外にも概ね15件くらいの細かい修正を加え、資料2のとおりまとめさせていただいた。

この度まとめたものを「鎌倉市図書館ビジョン素案」及び「第3次鎌倉市図書館サービス計画素案」として提案をさせていただき、教育委員の皆様にお諮りするが、本日この場でご意見をいただくことが難しいようであれば、2月15日(金)までにご意見いただき、いただいたご意見については素案に反映し計画案としたいと考えている。その後文書決裁を経て第3次計画として確定し、次回の教育委員会定例会で報告させていただければと考えている。

(質問・意見)

安良岡教育長

2点報告があった。図書館ビジョン素案、それから第3次鎌倉市図書館サービス計画ということで、以前12月の委員会においても報告をしたところであるが、大きく内容が変わった点もあるということである。この後、2月15日までにご意見をいただき修正した段階で決裁をしていく。

下平委員

まず今報告にあったが、皆さん方のご意見を参考にしやすいキーワードで見やすい素案として仕上がったのは素晴らしいと思うし、確かに一般的な目から見ても分かりやすいので、大変これはよいのではないかと思う。サービスの計画については私もまだ十分に読み解けていないので、もう一度目を通して意見させていただきたいと思う。長い視点、長いスパンを考えた上でのビジョンだと思うのだが、皆様方も大和のシリウスとかいらしたと思うのだが、ああいう複合型の施設の中に図書館施設が入っていると、本当にスターバックスでコーヒーを飲みながら本を読んで選んでといったような流れになっている。今の鎌倉だと、わざわざ図書館へ行こうという意思を持って図書館へ出かけていかないとということだが、やはりそうでない複合型の施設にあるがゆえに、図書館目的でない市民の方々が本を借りたり資料を借りたり、それから新たな図書館のサービスに触れたりというようなチャンスにもつながるので、そういう視点で考えると、鎌倉市全体として今度市庁舎がどうという話もあるし、生涯学習センターが現実的にどうなるかということもあって、大局的な視野に立って図書館というものがもっともっと市民の目に触れて、多くの市民が行き来し活用できるような施設になるためにというような視点で、今後広がっていくのではないかと思うのだが、その辺、先々についてどのように考えていらっしゃるか。

中央図書館長

こちらの図書館ビジョンの素案で3ページ目の上の「ひろがる図書館」の中に「みんなの居場所、図書館の顔はひとつではない」ということで、寛ぎも、一緒に親子で楽しめるところも、学生さんも、のんびりしたい大人も、ゾーンを分けて快適に過ごせる施設を作ることなのだが、現行の図書館ではやはりスペース上の制約があり難しいという中で、将来的に公共施設再編整備計画の中で図書館も移設の候補にはなっているので、移設の暁にはこういうスペースも配慮して皆さんが楽しめる施設にしていきたいと考えている。

齋藤委員

とても細やかに、私たちにもよく分かるように市民の声を集約されている。そして素案を作っていただき、また次へ向かってくれている。今、すごくそれをありがたい、大変だろうがこれからも続けてほしいという思いを持っている。シリウスの話が出たが、私もシリウスに何回か行って、こういうものが鎌倉市にもあったらよいと、そんな思いを持っているところである。感想である。

山田委員

今シリウスの話が出たが、私も青森の八戸に行った時も、やはり図書館と子どもを預かるプレイグラウンドみたいなどころと、市の名所が紹介されるようなコーナーとか、いろいろなものが非常によくまとまっていて感心したのだが、おそらく全国にそういう施設はたくさんあると思う。そういうことを参考にさせていただき、ここだけではなく市長部局と相談して、図書館は前の館長もそうだが努力されているのに、場所や活動の認知がどこまで広がっているのか心配にもなり、やはりロケーションの制約もあると思うので、その辺はぜひ大局的に

考えていただきたい。そういう観点から言うと、今回お取りになった意見聴取について、14件というのは多いのか少ないのか分からないが、ただ市民の数からすると当然少ないわけで、図書館などは非常に熱心に関わっている方がいらっしゃることも見ているが、全市民を対象にしたサービスと考えた場合、意見聴取が本当に欲しい層にも届いていたのか。小学生もやってほしいぐらいだし、これから図書館に、今は関わっていないが関わってほしい人たちの意見などが吸い上げられているのかということ、少し違うのではないかと思う。市内のアンケートは多くがそうだと思うのだが、すごく熱心であったりそのテーマに関わっている方の意見が中心になってしまっているように見受けられるので、届いていない層をどう掘り起こすか、彼らが使いやすいツールというのは何なのか、いろいろと考えてくださっていただくとよいと思う。

中央図書館長

今回サービス計画策定にあたっては、市民アンケートということで2,000名の方を無作為に抽出しアンケートさせていただいたが、お子さんはターゲットにしなかったのも、今後我々の課題としては図書館に関心のない方、例えば自分は本を買う主義だから行かないといったような方にもアピールできるものにも取り組んでまいりたいと、計画の中にも触れさせていただいているところである。

山田委員

そういう計画は、素晴らしいと思う。それと、こういうアンケートがリンクするとか、子どもたちはすごく本を読みたい世代なので、買いたいといってしょっちゅう買っていて、こんなに買うのなら図書館にと言うと、皆が触るから汚いのではないかとか、子どもたちは言うのである。うちの子だけではなく、言うのである。そんなことで菌がうつるわけがないと言うのだが、今すごく手洗いとかの指導が厳しいこともあって、何か過敏になってしまっているようなところもあると思うので、図書館の本は綺麗だというようなアピールも必要かもしれないし、必要ならば手を除菌してから触るような機会があるかどうかは分からないが、何というか先入観も払拭するようなことも必要なかと思った。学校訪問などでも、本を皆さん読んでいて、「たくさん読んでいる。それは図書館で借りたのか。」などと言うと「いや、買ったのだ。図書館のは汚いから。」というのを聞くので、そういうこともお伝えしておく。

朝比奈委員

まず、調査の件数が少ないと思ったのは、抽出だということで理解した。ただ、同じような意見になるが、例えば大学生で、私の娘なども図書館情報学を専攻して司書を目指しているのも、実際にそういうのを目指しているような世代の人も調査対象にできたら、また違ったのではないかと思った。それと、この資料1のおしまいの方の「中央図書館と地域館の中長期的な展望について」というところのご意見などを見ると、市庁舎機能が移転するようなことをにらんだご意見だと思うのだが、なぜ深沢地区に中央図書館が行った方がよいのかとか、それぞれのお立場でご意見があるのだが、やはり意見が重なるけれども、今いろいろな市町で市庁舎ができると、たいてい複合施設になっていて、特に鎌倉市役所の場合、この場所が

鎌倉駅から本当に近いので、ここに立派なものができるれば、今抱えている問題がすべて解決するだろう。現状の中央図書館の位置はやや奥まっていることと、あと少し旧式な建物なので、あれをどうリフォームしても、たぶんできるということのはかなり限度があるのは、仕様がない。ただ衛生的な使われ方というのは望まれるので、まずお手洗いは特によく言われているので、何とかしなくてはいけないと思う。お金のかけられることは限度があつて、先を見据えると場合によっては先送りになりがちかもしれないが、何とか今あるところで運用するということを頑張っていていただく必要があるという気がする。

最初、図書館の閉館、開館時間の話があつたが、地域館は特に腰越は最寄りの駅から遠いわけだから、せめて腰越だけでも考えた方がよいのだろうという印象を、さらに持ったところである。

下平委員

ネット社会でデジタル化というのも進んでいるのだが、読む書くという脳を使ってする作業と、パソコン上とかデジタル化された文字を読んだり、それから打ちこんだりというのは、脳の使う部分がまったく違うのである。それによる発達的ないろいろな弊害ということも起こっているのも事実だし、これから先も人間にとっては実際に紙のものを読むということと、実際に自分で手を動かして文字を書くということは薄れてはならないことだろうと感じている。これは私も知識がないので教えてほしいのだが、私も本を何冊か出しているので、出版業界の厳しい現状というのを目の当たりにして、本を出しても飛ぶように売れる本だったら残るのだが、売れ行きが悪いとすぐに断裁処分といって、せっかく愛情をこめて出した本も全部捨てられてしまうという無駄なことが現実には出版界では起こっている。それはすごくもったいなくて、例えば全国の図書館に出版社との連携が取れていて、そういう断裁になるような本も意義のある本であれば、全国の図書館に回るとか、何か出版社とのつながりは現実には今はどうなっているのかという感じがする。日本社会全体から眺めてみると、そういう連携というのが図れていかないと、本当に無駄なことが起こっているということも現実あると思う。その辺はどうなのか。出版社と図書館はどのようにつながっているのか伺いたい。

中央図書館長

出版社と図書館とは、直接的にはつながりというのではない。また委員のお話しになられていた、裁断される本の話については、我々としてはできるだけ広く収集はしているので、おそらく我々の方でも出版された本はかなりの数で保存できているのではないかと考えている。

下平委員

それであれば少し出版社の方にも働きかけて今度聞いてみたいと思うが、やはりよい本が捨てられてゴミになっていくというのはどうかと思うので、今後広い視点での連携というのは生かされていくとよいという感じはしている。

安良岡教育長

日程の3「鎌倉市図書館ビジョン素案」、それから日程の4「第3次図書館サービス計画素案」であるが、それぞれ12月から手直しをされたり、それから追加のところもあるので2月15日までにご意見をいただきたい。

(協議事項「鎌倉市図書館ビジョン素案について」は、同意された)

(協議事項「第3次鎌倉市区書館サービス計画素案について」は同意された)

5 議案第26号 鎌倉市指定文化財の指定について

安良岡教育長

それでは次に日程の5、議案第26号「鎌倉市指定文化財の指定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

文化財課担当課長

鎌倉市指定文化財の指定について、提案の理由を説明する。議案集(その2)、2ページの指定予定物件名簿及び3ページ以降の指定理由書をご覧ください。

今回の指定予定物件は4件で、平成31年1月29日に開催した鎌倉市文化財専門委員会の答申を得ている。各指定物件の概要について説明する。

1件目は、絵画絹本着色五百羅漢図一幅。制作年代は、江戸時代の天明3年、1783年。法量、大きさは縦155.2cm、横90cm。所有者は、円覚寺である。羅漢とは仏教の修行の最高段階に達した人、供養すべき人という意味である。禅宗寺院を中心に、十六羅漢図、五百羅漢図といった絵が多く描かれてきた。円覚寺所蔵の絹本着色五百羅漢図は、一幅につき10人の羅漢を描き、全五十幅で計500人の羅漢を描いた大作で、作られた時代の異なる図が一括して箱に収められている。全五十幅のうち、当初に作られたとみられる元時代、13世紀末から14世紀半ば頃の三十三幅は、国指定重要文化財。室町時代に作成された十六幅は県の指定重要文化財に、すでに指定されている。江戸時代に作られた残りの一幅が、本図になる。墨書銘や落款から、円覚寺の住持の求めにより天明3年、1783年に狩野養川惟信が描いたことが分かっており、依頼した人物や描いた画家、描いた年が分かるという点で重要な作例といえる。

2件目は、工芸鎌倉彫屈輪文三足卓一基。制作時代は、室町時代。大きさは直径41.2cm、高さが21.3cm。所有者は、鎌倉彫協同組合である。鎌倉彫は、中国からの伝来品にあった漆を塗り重ねて、その膜を彫り、文様を表現する技法を模倣して、あるいはその工程の短縮を目指して生まれたとされている。本作は、猫の足のような三つの足を持つ「卓」と呼ばれる小型の机で、元々は仏前に供えたり儀式のための調度品として作られたと考えられる。全体は黒い漆で、模様の部分は朱の漆で塗られ、円形の天板の側面には「屈輪」と呼ばれる蕨を思わせるカールした文様を巡らせている。本作は、中国からの伝来品を写しながらも、足の部分などには仏像の衣や襷に似た彫りが施されるなど、仏像を造る際の技術も見ることができ、鎌倉で指定するにふさわしい作品と言える。

3件目は、古文書本覚寺文書聖教2巻、1冊、12通の計15点である。年代は、室町時代

から安土桃山時代。所有者は、本覚寺である。この資料は、日蓮宗の妙巖山本覚寺に伝来する中世の文書及び仏教の経典である聖教である。永享8年、1436年の創建と伝えられる本覚寺は、夷堂または東身延とも呼ばれ、室町時代以降の鎌倉の法華信仰の拠点であった。本史料のなかには、北条早雲、氏綱、氏康、氏政の小田原北条氏歴代当主から特権を保証された文書が含まれている。いずれも室町時代以降、鎌倉において商人などの町衆の信仰を集めて急速に発展してきた日蓮宗寺院が、小田原北条氏の強力な保護を得ながら栄えていたことを示す貴重な史料である。また、保存状態もよく、表装による改変を受けずに原型を留めている点でも、注目される。この他、本覚寺開山の日出の書き写した日蓮の著作「開目抄」の古い写本や、上総より運ばれてきたという本覚寺の梵鐘に関わる伝承を古い段階で文章化した「本覚寺梵鐘由来記」なども、文章類と合わせて本覚寺及び中世鎌倉の日蓮宗や町衆の研究をしていく上で欠くことのできない重要な史料と言える。

4件目は、考古資料大倉幕府周辺遺跡群出土の鉄製籠手1点である。年代は、室町時代。品質、材質は鉄製で、黒漆塗。寸法は長さ約60cm、幅が約18cm。出土した場所は、鎌倉市二階堂字荏柄38番2である。所有者は、鎌倉市である。本資料は、鶴岡八幡宮から東へ約630mほどの位置にある周知の埋蔵文化財保蔵地「大倉幕府周辺遺跡群」で、平成23年からその翌年にかけて行われた発掘調査により、作られた時期が不明の井戸の底から半分折れた状態で発見されたものである。状態が非常によく、平成25年度には保存のための処理が行われている。籠手は甲冑に付属する腕に当てる部分のことで、出土品としての事例は全国的にも非常に稀であるが、伝世品の籠手は多く、例えば春日大社には鎌倉時代製作とされる国宝の籠手、室町時代末頃製作とされる籠手の2点が伝わっている。これらの資料と比較すると、本資料は室町時代でも中期より前の15世紀前半頃に製作されたものと推定されている。本資料は、中世にまで遡る籠手として貴重なものであり、甲冑の歴史に新たな知見をもたらすものであるとともに、武家の政権都市であった鎌倉の社会や文化を物語る遺物ということができる。

以上の4件を新たに指定すると、鎌倉市の指定文化財は325件となる。国宝の15件、国の重要文化財等201件、県の重要文化財66件と合わせ、市内の指定文化財は合計607件となる。

なお、本件については当委員会で議決の後、速やかに指定の告示を行い、鎌倉市議会2月定例会教育こどもみらい常任委員会にて報告をしていく予定である。また、3月15日付の広報かまくらに掲載し、指定の周知を図っていく予定である。

(質問・意見)

下平委員

今回の指定に関して特に疑問や異議があるわけではないのだが、特に鎌倉市はこういうのを指定したらきりがなく、どんどん指定が増えていくのだが、逆に指定が外れるということはあるのか。市としては、これが増えていけば、それだけ注力しなければならないし、保たなければならない。もちろん多少予算も指定することによってもらえるという向きもあるのだと思うが、その点大事に保管することによって、どんどん増えていく一方で、指定から外れていくということは現実にあるのかどうか伺いたい。

文化財課担当課長

一度指定を受けた文化財に関しては、その価値が滅失、完全になくなった時には指定が解除されるということがある。例えば、天然記念物等、木などは折れてなくなってしまうということがあるので、そういった場合には指定の解除ということになる。

安良岡教育長

毎年、こうやって指定をさせていただいている。それだけ、まだまだ市内にはたくさんあるということか。

文化財課担当課長

今、教育長がおっしゃったとおり、まだまだ予備軍というか、調査で知られている鎌倉時代、室町時代、江戸時代、最近近代も文化財の対象になっているので、そういったものはたくさんある。増えているいろいろな負担がということもあるが、基本的には鎌倉の歴史を表す貴重なものなので、指定ということで、図っていくべきと考えている。

山田委員

今の下平委員に付随して、例えば発掘された時にはそれが最古のものだと思っていたが、後にもっと古いものとか、もっと状態のよいものとか、もっと重要性のある同じようなもので出てきたという場合には、両方が指定されるのか、よりよい方を選ぶのか、そのようなところはどうか。

文化財課担当課長

基本的にはそのもの1点1点の価値ということになるが、例えば最古で非常に珍しい、学術的にも貴重なもの、価値の高いものとして指定されたものがあるとして、さらにそれよりも古いもの、言葉は悪いが、さらにそれよりもよいものが出て来た時についても、基本的には最初に指定されたものはそのものとの比較という面でも非常に重要なものということ是不変変わらない。そのものがなくなってしまうと、先ほど申しあげたとおりは別だが、基本的にそのもの自体の重要性というのがなくなるというものではないので、そういった形で貴重なものということになる。

朝比奈委員

管理者がきちんとしていないと価値がなくなってしまうものもあるかもしれないので、気を引き締めて、特に火災には気を付けていきたいと思っているので、よろしく願います。

(採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された)

1 報告事項

(3) 課長等報告

キ 平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

それでは報告事項のキ及びクは非公開とするので、傍聴の方は退席をお願いします。

（傍聴者及び関係職員以外の職員の退席）

安良岡教育長

報告事項のキ「平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「平成 30 年度 鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について」説明する。議案集（その 3）1 ページから 8 ページを参照願いたい。

平成 30 年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について、市長から平成 30 年 2 月議会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求められた。本来であれば教育委員会を開催し協議すべきものだが、教育委員会に提案する時間的余裕がないことから「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき専決処分を行ったため、同規則第 4 条の規定により報告するものである。なお 1 月 16 日に開催した教育委員会定例会において、その概要については事前にご報告し了承をいただいたが、1 月 28 日付けで専決処分を行ったのでその内容を報告する。

資料は 3 ページが歳入、4 ページから 6 ページが歳出となる。今回の補正は、職員給与費並びに教育部及び文化財部が所管する事業費の補正になる。歳入については歳出の補正に伴うもので、まず歳出補正の内容についてご説明する。

4 ページをご覧ください。表の 1 番左の列が、予算科目「款・項・目」、右側の列に今回の補正額と補正の内容を節ごとに記載している。説明は「◎」を付け記載してある経費ごとにご説明するが、職員給与費については教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費の共通事項となるので先にご説明する。

職員給与費は支出見込額による給料、退職手当などの職員手当等、共済費の増減により教育委員会所管部分では合計 1,580 万 4 千円の増額になる。

次に事業費を事業ごとにご説明する。10 款 総務費 5 項 総務管理費 20 目 財産管理費 財産管理事務は 77 万円の減額で、野村総研跡地巡回等業務委託の不用額の減を。55 款 教育費 5 項 教育総務費 10 目 事務局費 事務局運営事業は、事業費総額の増減なしで、学校給食調理嘱託員等報酬の増と臨時的任用職員賃金の不用額の減を。15 目 教育指導費 学校保健事務は 150 万円の減額で、児童生徒心臓病検診委託等の事業費確定に伴う不用額の減を。情報教育事業は 54 万円の減額で、教育用コンピュータシステム改元対応委託料

を31年度に実施することによる減を。教育支援事業は188万円の減額で、小学校非常勤講師報酬の不用額の減を、特別教育支援事業は108万6千円の減額で、理学療法士報酬の不用額の減を、就学支援事業は320万円の増額で、寄附金増に伴う就学援助基金への積立金の増を。

10項 小学校費 5目 学校管理費 小学校施設管理運営事業は158万1千円の減額で、光熱水費の減や小学校危険ブロック塀修繕料の追加、第一種特定製品点検等手数料や委託料の事業費確定に伴う不用額の減を。10目 教育振興費 小学校教育振興助成事業は500万円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助費等の扶助費の減を。15目 学校建設費 小学校施設整備事業は3億9,868万9千円の増額で、七里ガ浜小学校外5校の冷暖房設備設置工事等について当初平成31年度に実施する予定だったが、平成30年度の国庫補助事業を活用し実施することとしたため、工事監理委託料及び工事請負費の増額補正を行うほか、事業費確定に伴う不用額の減額補正を行うものである。

5ページに入る。15項 中学校費 5目 学校管理費 中学校施設管理運営事業は268万8千円の減額で、光熱水費・電信料の減や第一種特定製品点検等手数料や委託料の事業費確定に伴う不用額の減を。10目 教育振興費 中学校教育振興助成事業は1,000万円の減額で、要保護及び準要保護生徒就学援助費等の扶助費の減を。15目 学校建設費 中学校施設整備事業は3,236万6千円の減額で、大船中学校の改築事業に伴う事後家屋調査委託料・損失補償金の不用額の減を。腰越中学校仮設トイレ賃借料の事業費確定に伴う不用額の減額補正を行うものである。20項 社会教育費 5目 社会教育総務費 社会教育運営事業は200万円の減額で、ふるさと寄附金による教育文化施設建設等基金への積立金の減を。

6ページに入り、10目 文化財保護費 史跡買収事業は90万7千円の減額で、北条氏常盤亭跡測量業務委託を執行しないことに伴う減を。史跡環境整備事業は2,062万4千円の減額で、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落に伴う詳細設計から施工計画検討業務委託への変更実施に伴う減を。文化財調査・整備事業は3,189万4千円の減額で、発掘調査員賃金の減や埋蔵文化財緊急調査報告書印刷製本、調査報告書未刊行分発行委託等の事業費確定に伴う不用額の減を。鎌倉歴史文化交流館管理運営事業は880万円の減額で、講座講師等謝礼、光熱水費の減や総合管理業務委託の事業費確定に伴う不用額の減を。15目 生涯学習センター費 生涯学習センター管理運営事業は147万2千円の減額。鎌倉生涯学習センター改修工事設計業務委託の事業費確定に伴う不用額の減を。25目 図書館費 図書館管理運営事業は34万1千円の増額で、中央図書館等巡回業務委託の事業費確定に伴う不用額の減、ふるさと寄附金増に伴う図書館振興基金への積立金の増を。30目 国宝館費 国宝館管理運営事業は190万円の減額で、総合管理業務委託の事業費確定に伴う不用額の減額補正を行うものである。

以上、教育委員会所管分の歳出合計は3億182万6千円の増額補正を行うものである。

3ページに戻り歳入については、七里ガ浜小学校外5校の冷暖房設備設置工事等、事業費の前倒しに係る歳出事業費の計上に伴い国庫支出金や市債を追加したほか、歳入見込額の確定に伴う県支出金の減額などを計上した。

次に7ページに入り、繰越明許費の追加についてご説明する。第二小学校体育館脇点検用階段修繕事業、七里ガ浜小学校外5校の小学校冷暖房設備設置事業、七里ガ浜小学校校門脇土留め改修事業、腰越中学校目隠しフェンス修繕事業については、業務の完了が平成31年度になるため繰越明許の設定を行うもの。

最後に「債務負担行為の追加」についてご説明する。七里ガ浜小学校外5校の小学校冷風

機賃借料、手広中学校仮設トイレ賃借料については 31 年度までの 2 か年において記載額を上限に債務負担行為の設定を行うものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは、減った分を予算上きちんとしなければいけないということで、今回の議会に出すということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

庁内の取り決め事だが 50 万円以上の予算が余る場合は減額をして、これが次年度繰越金になるので財源という形になっていく。そういう基準でいろいろな事業についての減額や、逆にエアコンの前倒しや土留め関係の補正を組んだりといった大きなものの増額がある。3 億で増額したのはエアコンの関係が一番大きいと思う。

安良岡教育長

エアコンは国の補助金がもらえたので、今年度予算化しなければいけなかったということではよろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今年度中の予算計上、やるという意思表示をしないと補助金が交付されないため、今年度予算に急遽上げ、実質上繰り越して 31 年度で実施させていただくということになる。

安良岡教育長

エアコンの補助金は国が全ての教室に付けるということで予算を取っているが、本当にもらえるかどうか心配なところはあったが無事補助金が付いたので、来年度で小学校の普通教室には全部付くということ。次はどこにどうしようかが課題になってくる。

山田委員

中学校はどうか。

安良岡教育長

中学校はもう全部付いている。ここに書いてある残りの小学校がまだ未設置である。

朝比奈委員

3 ページの大船中学校太陽光発電売電による増の 2 というのは、2 千円ということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

この太陽光発電は、学校の電気をまかなった上で、その余った分を売っているもので、当初はとんとんぐらいという発想であったが、ちょっとだけ売れたという結果である。

朝比奈委員

学校に太陽光発電があると、そういうよいこともあるのだなと。立地にもよると思うがお日様がよく射すところだと思うので、これは喜ばしいことである。母校でもあるのでそう思った。個人的なことで申し訳ない。

(報告事項キは了承された)

ク 平成 31 年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

次に、報告事項のク「平成 31 年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「平成 31 年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について」説明する。議案集その 3、9 ページから 20 ページをご覧ください。

平成 31 年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について、市長から平成 31 年 2 月議会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求められた。本来であれば教育委員会を開催し協議すべきものだが、教育委員会に提案する時間的余裕がないことから「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき専決処分を行ったため、同規則第 4 条の規定により報告する。なお 1 月 16 日に開催した教育委員会定例会において、その概要については事前にご報告し了承をいただいたところだが、1 月 28 日付けで専決処分を行ったのでその内容を報告する。

それでは 11 ページ「平成 31 年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管）総括表」をご覧ください。

事業費のうち、教育部所管分は 32 億 7,353 万 8 千円で、前年度と比較し 8 億 6,424 万 1 千円の増額となる。これは「小・中学校施設整備事業」の小・中学校のトイレ環境改善業務委託料に係る経費が 6 億 2,564 万 1 千円の増額、「生涯学習センター管理運営事業」の鎌倉生涯学習センターの耐震改修事業に係る経費が 1 億 6,180 万 9 千円の増額になったことなどによるものである。

文化財部所管分は 6 億 4,733 万 9 千円で、前年度と比較し 773 万円の減額となる。これは「史跡買収事業」の土地購入費などが減額になったことによるものである。

スポーツ課については教育委員会の権限に属する事務の補助執行をしている事業について、説明する。スポーツ課では学校体育施設開放事業を 2,588 万 3 千円で、前年度と比較し 80 万 7 千円の増額となる。

続いて教育委員会所管分の職員給与費は一部市長部局を含むが14億6,017万4千円で、前年度と比較し6,804万7千円の減額となる。これは職員数の減にともなう給与や職員手当等の減によるものである。

以上、平成31年度教育委員会所管分に係る当初予算額は54億693万4千円で、前年度と比較し7億8,927万1千円の増額。率にして17.1%の増となる。

12ページから16ページまでが「平成31年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管分）歳入・歳出」となる。12ページをご覧いただきたい。まず歳入から、その主なものをご説明する。表の1列目は予算科目、2列目「31年度」欄が平成31年度の予算額。一番右の列「説明」欄が、その内容となる。

50款 使用料及び手数料 5項 使用料 50目 教育使用料は6,692万7千円で、小・中学校用地の使用料や生涯学習センター使用料、国宝館や歴史文化交流館の観覧料などを。55款 国庫支出金 10項 国庫補助金 50目 教育費補助金は2億8,797万5千円で、小・中学校教育振興助成事業、小・中学校運営事業や文化財保護関連の各事業を対象に交付される各種補助金を。60款 県支出金 10項 県補助金 50目 教育費補助金は5,806万4千円で、小・中学校教育振興助成事業、文化財保護関連の各事業を対象に交付される各種補助金を。

13ページに入り、以降は主な歳入を説明する。65款 財産収入 5項 財産運用収入のうち、10目 利子及び配当金は48万7千円で、説明欄に記載の各種基金の運用利子を。10項 財産売払収入 10目 物品売払収入は493万円で、教育センターや国宝館などの図書等売払収入を。70款 5項 寄附金のうち、55目 教育費寄附金は1,845万円で、教育費指定寄附金を。75款 繰入金 5項 基金繰入金 20目 教育文化施設建設等基金繰入金は1億4,194万6千円で、小・中学校の施設整備事業や生涯学習センター管理運営事業の財源とするための取り崩しを。85款 諸収入 25項 雑入 60目 教育費収入は621万6千円で、図書館の複写サービス料などの収入を。90款 5項 市債 50目 教育債は8億8,100万円で、小・中学校の施設整備事業や鎌倉生涯学習センター耐震改修事業等に充てるため、教育債をそれぞれ計上した。

続いて歳出について説明する。14ページをご覧いただきたい。歳出については表の一番左の列が予算科目の「款・項・目」、一番右の列「主な内容」欄がその内容と事業ごとの予算額になる。説明は主な内容欄の「◎」を付けて記載してある経費ごとに説明する。

まず、教育部所管分である。10款 総務費 5項 総務管理費 10目 文書広報費 ◎市史編纂事業は、事務補助嘱託員の報酬などを。

55款 教育費 5項 教育総務費 5目 教育委員会費 ◎教育委員会運営事業は、教育委員会委員の報酬などを。

10目 事務局費 ◎事務局運営事業は、非常勤嘱託員の報酬などを。◎学校安全対策事業は、小学校警備や学校機械警備委託などを。◎教職員運営事業は、教職員の健康診断や福利厚生事業委託などを。◎学校施設管理事業は、学校施設建物共済保険や学校用地等の賃借料などを。◎職員給与費は、教育委員会事務局の教育長及び市職員給与費を。

15目 教育指導費 ◎学校保健事務は、学校医の報酬、児童生徒の各種健康診断委託料などを。◎就学事務は、就学用消耗品などを。◎学校保険事務は、学校賠償責任保険、日本スポーツ振興センター災害共済掛金などを。◎教育指導運営事業は、学校運営指導員報酬など

を。◎情報教育事業は、教育用・校務用コンピューター賃借料などを。◎教育支援事業は、学校図書館専門員、小・中学校非常勤講師等報酬や総合的な学習の時間等実践交付金などを。◎特別支援教育事業は、学級介助員等報酬、学級支援員謝礼、肢体不自由学級送迎用バス運行業務委託料などを。◎就学支援事業は、高等学校等就学援助金などを。

20目 教育センター費 ◎相談室事業は、教育相談員の報酬、心のふれあい相談員謝礼などを。◎調査研究研修事業は、教育指導員報酬、各種研究会・研修会の講師謝礼などを。◎教育情報事業は、小学校社会科学習資料の印刷製本費、「かまくら子ども風土記」販売委託料などを、計上した。

10項 小学校費 5目 学校管理費 ◎小学校運営事業は、小学校16校の教科・学校行事・維持管理など学校運営経費を。◎小学校給食事務は、給食調理業務委託、給食用備品購入費などを。◎小学校研究研修事業は、教育課程や児童指導等の課題についての研究・研修の経費を。◎小学校施設管理運営事業は、施設・設備等保守点検、清掃委託等維持管理費、学校光熱水費などを。◎職員給与費は、小学校勤務市職員給与費を。

10目 教育振興費 ◎小学校特別支援教育事業は、12校の特別支援学級運営経費を。◎小学校教育振興助成事業は、要保護・準要保護児童扶助費、特別支援教育就学奨励費を。

15目 学校建設費 ◎小学校施設整備事業は、トイレ環境改善業務委託、御成小学校普通教室用仮設校舎賃借料を計上した。

15ページをご覧ください。15項 中学校費 5目 学校管理費 ◎中学校運営事業は、中学校9校の教科・学校行事・維持管理など学校運営経費を。◎中学校給食事務は、給食調理等業務委託、給食予約等管理システム運用委託などを。◎中学校研究研修事業は、教育課程や生徒指導等の課題についての研究・研修の経費を。◎中学校施設管理運営事業は、施設・設備等保守点検、清掃委託等維持管理費、学校光熱水費などを。◎職員給与費は、中学校勤務市職員給与費を。

10目 教育振興費 ◎中学校特別支援教育事業は、8校の特別支援学級運営経費、岩瀬中学校特別支援学級初年度調弁を。◎中学校教育振興助成事業は、要保護・準要保護生徒扶助費、特別支援教育就学奨励費を。

15目 学校建設費 ◎中学校施設整備事業は、トイレ環境改善業務委託、手広中学校仮設トイレ賃借料、岩瀬中学校特別支援学級教室改修工事、大船中学校改築事業損失補償金を、計上した。

20項 社会教育費 5目 社会教育総務費 ◎社会教育運営事業は、社会教育指導員の報酬、かまくらこどもコンサート演奏委託などを。◎放課後子ども教室運営事業は、稲村ヶ崎小学校及び今泉小学校でのコーディネーター・教育活動推進員等の謝礼など教室運営経費を。◎吉屋信子記念館管理運営事業は、記念館の管理運営経費を。◎職員給与費は、教育部のうち教育総務課の一部、中央図書館、文化財部、その他、社会教育総務費のうち市長部局所管に所属する職員の給料などを。

15目 生涯学習センター費 ◎生涯学習センター推進事業は、生涯学習推進事業実施委託、大学等公開講座事業委託などを。◎生涯学習センター管理運営事業は、生涯学習センターの総合管理、鎌倉生涯学習センター建物耐震改修工事及び工事監理委託などを、計上した。

25目 図書館費 ◎図書館管理運営事業は、中央図書館の総合管理、各所修繕、図書購入費などを計上した。

これにより、教育部所管の歳出合計は47億3,371万2千円で、前年度と比較して7億9,619万4千円の増額となる。

16 ページをご覧ください。続いて、文化財部所管分を説明する。10 款 総務費 5 項 総務管理費 20 目 財産管理費 ◎財産管理事務は、野村総合研究所跡地の管理経費を。

55 款 教育費 20 項 社会教育費 10 目 文化財保護費 ◎史跡買取事業は、史跡朝夷奈切通土地購入費、史跡朝夷奈切通建物補償費などを。◎史跡環境整備事業は、史跡永福寺跡をはじめとする、公有地化した史跡の維持管理、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策に係る詳細設計委託・工事請負費などを。◎文化財調査・整備事業は、指定文化財の適切な管理、埋蔵文化財の発掘調査・整理などを。◎文化財保存・修理助成事業は、指定文化財の適切な保存管理とその活用を図るために必要な費用に対する補助などを。◎公開宣伝事業は、郷土芸能大会、遺跡調査・研究発表会、埋蔵文化財のパネル写真展等の開催や鎌倉の埋蔵文化財等の出版物の刊行に係る経費などを。◎鎌倉歴史文化交流館管理運営事業は、鎌倉歴史文化交流館等の維持管理のほか、歴史的遺産及び文化的遺産に関する展示や教育普及事業の実施に係る経費などを。

30 目 国宝館費 ◎国宝館管理運営事業は、鎌倉国宝館の維持管理のほか、特別展・平常展の開催、所蔵資料の保存管理に係る経費などを、それぞれ計上した。

これにより、文化財部所管の歳出合計は6億4,733万9千円で、前年度比較で773万円の減額となる。

スポーツ課所管分を説明する。55 款 教育費 25 項 保健体育費 5 目 保健体育総務費 ◎学校体育施設開放事業は、学校水泳プール一般開放監視等委託などを、計上した。

次に、継続費及び債務負担行為の設定について、説明する。17 ページをご覧ください。先に説明した55 款 教育費 20 項 社会教育費 10 目 文化財保護費のうち「史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業」については、平成31年度から平成32年度にかけて継続して実施する必要があることから、記載の年割額で継続費を設定しようとするものである。

次に、債務負担行為の設定について説明する。18 ページをご覧ください。平成31年度に契約満了となる西鎌倉小学校・玉縄小学校及び第一小学校・腰越小学校で実施している学校給食調理委託について、平成32年度以降も給食調理委託を実施するため「小学校給食調理等委託事業費（西鎌倉小学校・玉縄小学校及び第一小学校・腰越小学校）」として記載のとおり期間と限度額を設定するものである。

次に、「第一中学校の仮設トイレ賃借料」については、学校トイレ環境改善業務委託に関連して平成32年度に工事を予定しており、平成31年度中に契約を締結し平成32年度に賃借を実施するため、記載のとおり期間と限度額を設定するものである。

その他12事業についても同様に、記載のとおり期間と限度額を設定するものである。

(質問・意見)

特になし。

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、2月定例会を閉会する。